

平成29年2月24日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

- (1) (株)富士通ゼネラル 神奈川県川崎市高津区末長3-3-17
- (2) 日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1
- (3) 沖電気工業(株) 東京都港区虎ノ門1-7-12
- (4) 日本無線(株) 東京都中野区中野4-10-1
- (5) (株)日立国際電気 東京都港区西新橋2-15-12

2 指名停止期間

- (1) 平成29年2月24日から平成29年6月23日まで (4箇月)
- (2) (3) 平成29年2月24日から平成29年4月23日まで (2箇月)
- (4) (5) 平成29年2月24日から平成29年3月23日まで (1箇月)

3 指名停止理由

上記有資格者5者は、全国の市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器の納入をめぐる、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

独占禁止法違反行為については、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第8号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 8 石川県、新潟県、富山県及び福井県の地域内において業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(前号及び第13号に掲げる場合を除く。)	2箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担当 越田
内線 5023
外線 076-225-1712